

郡山市指定自立支援医療機関指定事務取扱要領

平成21年3月31日改正

平成22年3月30日改正

平成24年4月27日改正

平成25年3月26日改正

[保健福祉部障がい福祉課]

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療を除く。以下同じ。）の指定については、その事務の円滑かつ適正な運営を行うために、郡山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年郡山市規則第40号。以下「施行細則」という。）に定めるものの他、必要な事項をここに定める。

(指定事務等)

第2条 法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者は、病院・診療所にあつては、施行細則第59号様式（その1）、薬局にあつては、施行細則第59号様式（その2）、訪問看護ステーション及び老人訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション等」という。）にあつては、施行細則第59号様式（その3）により、記入要領に準じて作成の上、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請の際に、特段の申出がない場合については、育成医療及び更生医療の申請が双方の申請があったものとして取り扱い、その場合の審査、指定事務については一括して行う。

なお、申請者が育成医療及び更生医療いずれか単独の指定を希望している場合は申請書にその旨を記載することとし、この場合は申請のあった自立支援医療についてのみ審査・指定等の事務を行う。

3 法第60条の規定による指定自立支援医療機関の更新をしようとする者は、病院・診療所にあつては、施行細則第59号様式の2（その1）、薬局にあつては、施行細則第59号様式の2（その2）、訪問看護ステーション及び老人訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション等」という。）にあつては、施行細則第59号様式の2（その3）により、記入要領に準じて作成の上、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

4 法第64条の規定による変更があつた場合は、病院・診療所にあつては、施行細則第60号様式（その1）、薬局にあつては施行細則第60号様式（その2）、訪問看護ステーション等にあつ

ては、施行細則第60号様式（その3）により関係書類を添えて市長に届け出なければならない。

- 5 自立支援医療において担当する医療の種類を変更する場合は、病院・診療所にあつては、別紙1（その1）、薬局にあつては、別紙1（その2）、訪問看護ステーション等にあつては、別紙1（その3）により関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 6 法第65条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退をする場合は、施行細則第61号様式により、市長に届け出なければならない。
- 7 審査結果は、様式第1から様式第10までにより、速やかに申請者等へ通知しなければならない。
- 8 指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とすること。

（指定・更新及び変更審査）

第3条 指定・更新及び変更に係る審査については、第2項から第4項までに掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

- 2 原則として、現に更生医療の対象となる身体障害者の治療を行っており、かつ、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療（精神通院医療を除く。以下同じ。）が行える医療機関又は事業所であること。
- 3 自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断、治療を行うのに十分な医療スタッフ等体制及び医療機器等設備を有しており、適切な標ぼう科が示されていること。

また、患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについても体制が整備されていること。

なお、特に必要とされる設備及び体制は次のとおりとする。

- (1) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。
- (2) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植後実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

- (3) じん臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器並びに専

用のスペースを有していること。

- (4) じん移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、じん移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。
- (5) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

- (6) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施が図れる設備及び体制であること。
- (7) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験を有していること。また、通路、待合室など、身体障害者に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

- (8) 指定に係る訪問看護ステーション等にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、原則として現に更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

4 病院・診療所にあつては、自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) 当該医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

但し、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援

医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

- (2) それぞれの医療の種類の特科科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後から通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）及び医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院並びにそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさすものであること。

- (3) 中枢神経、心臓移植、じん臓、じん移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査し、要件とすること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、自立支援医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審査会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ じん臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ じん移植に関する医療

じん（死体じん）移植に関する臨床実績が3例以上であること。

オ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20症例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

キ 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

5 指定・更新及び変更の申請をしようとする者には、法第59条第3項で準用する法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定について、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約させるものとする。

- (1) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していないこと。
- (2) 申請者が、法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していないこと。
- (3) 申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していないこと。
- (4) 申請者が、法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないこと。

ア 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。

イ 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

- (5) 申請者が、法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある

者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していないこと。

- (6) 申請者が法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していないこと。
- (7) 法第36条第3項第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、法第36条第3項第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していないこと。
- (8) 申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと。
- (9) 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当していないこと。
- (10) 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当していないこと。

（台帳の整備）

第4条 市長は、施行規則に規定する指定自立支援医療機関指定台帳（第5号様式）を備え、必要な事項を記載しておくものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

（郡山市更生医療機関指定事務取扱要領の廃止）

- 2 郡山市更生医療機関指定事務取扱要領は、平成18年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1

[自立支援医療機関の指定（育成医療・更生医療）]

郡第 号
年 月 日

様

郡山市長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による自立支援医療（育成医療・更生医療）を担当する医療機関の指定について（通知）

年 月 日付け申請の標記のことについて、指定申請の内容を審査した結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定により、年 月 日をもって指定します。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認します。

- 1 担当医師、名称、所在地等法第64条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第60条の規定に基づき、年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定自立支援医療機関療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）により自立支援医療（育成医療・更生医療）の適正な実施に努めること。

名 称	担当すべき医療の種類	主として担当する医師等の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称

様式第2

[指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定がなされない場合]

郡第 号
年 月 日

様

郡山市長 ㊟

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による自立支援医療（育成医療・更生医療）を担当する医療機関の指定等について

年 月 日付け申請の標記のことについて、申請の内容を慎重に審査した結果、次表の理由により指定にならないので了知願います。

医療機関の名称	医療の種類	理由

備考

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第3

[指定の保留]

郡第 号
年 月 日

様

郡山市長 ㊟

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項による自立支援医療（育成医療・更生医療）を担当する医療機関の指定等について

年 月 日付け申請の標記のことについて、申請の内容を慎重に審査した結果、次のような不明な点があるため指定等を保留しますので、次の事項に対する回答につき、よろしくお取り計らい願います。

医療機関の名称	不明な点

様式第4

[自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定変更]

郡第 号
年 月 日

様

郡山市長 ㊟

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定による自立支援医療（育成医療・更生医療）を担当する医療機関の指定変更について（通知）

年 月 日付け申請の標記のことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第64条の規定により、確認したので通知します。

なお、次の条件を遵守してください。

- 1 担当医師、名称、所在地等法第64条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条に規定される内容に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- 2 指定自立支援医療機関療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）により自立支援医療（育成医療・更生医療）の適正な実施に努めること。

名 称	担当すべき医療の種類	主として担当する医師等の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称

様式第5

[医療の種類の変更を承認しないこととした場合]

郡第 号
年 月 日

様

郡山市長 ㊟

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定による自立支援医療（育成医療・更生医療）を主として担当する医師の変更届について

年 月 日付け届出の標記のことについて、申請の内容を慎重に審査した結果、次表の理由により、承認にならないので了知願います。

医療機関の名称	医療の種類	理由

備考

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第6

[変更の保留]

郡第 号
年 月 日

様

郡山市長 ㊟

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定による自立支援医療（育成医療・更生医療）を担当する医療機関の指定変更について

年 月 日付け申請の標記のことについて、申請の内容を慎重に審査した結果、次のような不明な点があるため変更を保留するので、次の事項に対する回答につき、よろしくお取り計らい願います。

医療機関の名称	不明な点

様式第7

[自立支援医療機関の更新（育成医療・更生医療）]

郡第 号
年 月 日

様

郡山市長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による自立支援医療（育成医療・更生医療）の更新について（通知）

年 月 日付け申請の標記のことについて、その内容を審査した結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第60条第1項の規定により、年 月 日をもって更新します。なお、この更新に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認します。

- 1 担当医師、名称、所在地等法第64条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第60条の規定に基づき、年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定自立支援医療機関療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）により自立支援医療（育成医療・更生医療）の適正な実施に努めること。

名 称	担当すべき医療の種類	主として担当する医師等の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称

様式第8

[指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新がなされない場合]

郡第 号
年 月 日

様

郡山市長 ㊦

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の
規定による自立支援医療（育成医療・更生医療）の更新について

年 月 日付け届出の標記のことについて、申請の内容を慎重に審査した結果、
次表の理由により指定を更新しないこととしたので了解願います。

医療機関の名称	医療の種類	理由

備考

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第9

[更新の保留]

郡第 号
年 月 日

様

郡山市長 ㊟

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項による自立支援医療（育成医療・更生医療）の更新について

年 月 日付け申請の標記のことについて、申請の内容を慎重に審査した結果、次のような不明な点があるため更新を保留するので、次の事項に対する回答につき、よろしくお取り計らい願います。

医療機関の名称	不明な点

様式第10

[主として担当医師等の変更を承認しないこととした場合]

郡第 号
年 月 日

様

郡山市長 ㊟

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定による自立支援医療（育成医療・更生医療）を担当する医療機関の指定変更について

年 月 日付け申請の標記のことについて、申請の内容を慎重に審査した結果、指定自立支援医療を主として担当する医師等として適当でなく、他の適当な医師等に変更し、改めて担当医師等の変更手続をとるか、又は当該医師が担当する医療の種類について辞退の手続をとることが必要と思われるので、早急に所要の手続を検討して下さい。

医療機関の名称	担当する医療の種類	医師の氏名

備考

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)